

# 小学校における学習指導要領の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1947年	770	840	875	980- 1050	1050- 1190	1050- 1190
1958年	816	875	945	1015	1085	1085
1977年	850	910	980	1015	1015	1015
2025年	850	910	980	1015	1015	1015

### 昭和22年度学習指導要領一般編(試案)(抄)

○小学校

学年 教科	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210-245 (6-7)	210-280 (6-8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175-210 (5-6)	175-210 (5-6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70-105 (2-3)	70(2)	70(2)
家庭					105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究				70-140 (2-4)	70-140 (2-4)	70-140 (2-4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980-1050 (28-30)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

### 昭和33年 小学校学習指導要領

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語	238 29.2%	315 36.0%	280 29.6%	280 27.6%	245 22.6%	245 22.6%
	社 会	68 8.3%	70 8.0%	105 11.1%	140 13.8%	140 12.9%	140 12.9%
	算 数	102 12.5%	140 16.0%	175 18.5%	210 20.7%	210 19.4%	210 19.4%
	理 科	68 8.3%	70 8.0%	105 11.1%	105 10.3%	140 12.9%	140 12.9%
	音 楽	102 12.5%	70 8.0%	70 7.4%	70 6.9%	70 6.5%	70 6.5%
	図画工作	102 12.5%	70 8.0%	70 7.4%	70 6.9%	70 6.5%	70 6.5%
	家 庭					70 6.5%	70 6.5%
	体 育	102 12.5%	105 12.0%	105 11.1%	105 10.3%	105 9.7%	105 9.7%
道 徳	34 4.2%	35 4.0%	35 3.7%	35 3.4%	35 3.2%	35 3.2%	
計	816	875	945	1015	1085	1085	

### 昭和52年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	272	280	280	280	210	210
	社会	68	70	105	105	105	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科	68	70	105	105	105	105
	音楽	68	70	70	70	70	70
	図画工作	68	70	70	70	70	70
	家庭 体育					70	70
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
特別活動の授業時数	34	35	35	70	70	70	
総授業時数	850	910	980	1,015	1,015	1,015	

### 2025年現在

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

出典:文部科学省

# 都民の日条例

昭和二十七年九月二七日  
条例第七五号

都民の日条例を公布する。

## 都民の日条例

第一条 **東京都民がこぞつて一日の慰楽をともにすることにより、その自治意識を昂揚し、東京都の発展と都民の福祉増進を図るために、**都民の日を設ける。

第二条 都民の日は、十月一日とする。

第三条 都民の日には、東京都庁及び所属公庁は、都政の普及と理解に資するため諸施設を公開し、各種の記念行事を行うものとする。

第四条 都民の日には、都の営造物及び諸施設の使用料、手数料及び入場料その他の料金で別に知事が指定するものに限り、当該条例の規定にかかわらず特にこれを減免することができる。

第五条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

## 附則

この条例は、昭和二十七年十月一日から施行する。